

附則の改定について

2025年1月1日から下記の通り改定となりますので、お知らせ申し上げます。

記

現項番	新項番	現行	改定後
1	1	委員は必要に応じ競技参加者のHCおよび参加資格を限定することがある。	委員は必要に応じ競技参加者の <u>HCインデックス</u> および参加資格を限定することがある。
2	-	男女混合競技において、女性はHCに女性使用のティのコースレートと男性使用ティのコースレートの差（小数点以下を四捨五入し整数とする）を加算して順位を決定する（参加資格HCを超えても加算する）。また、HC制限のある競技においては女性HCのとおりで参加資格があるものとする。	《削除》
3~5	2~4	《省略》	《省略》

以上
競技委員会